

共鳴契約書（Resonant Agreement）【実務版】

AI 共鳴思考モデルに基づく「思想・労働・責任の可視化」型契約書

第1条（目的）

本契約は、アーティスト（以下「甲」という）とギャラリー（以下「乙」という）が、相互の思想・労働・責任を尊重し、誠実な展示・販売・記録活動を行うことを目的とする。本契約は、単なる商取引を超え、創造行為と社会的信頼を両立させる共鳴関係の明文化を意図する。

第2条（展示および販売委託）

乙は、甲の作品（以下「本作品」という）を展示し、販売を行う。
販売期間、展示場所、開催期間は、別紙「展示概要書」に定める。
甲は、乙の指定日時・方法に従い作品を搬入する。
展示終了後の搬出・返却方法も、同書面にに基づき誠実に実施する。

第3条（販売価格および分配比率）

販売価格は、以下の構造に基づき設定する。
販売価格 = 甲の共鳴価格 + 乙の販売手数料（展示・広報・保管費含む）
標準的な分配比率は、甲 70%：乙 30%を基準とする。
ただし、展示条件・販売形態等に応じて協議の上、変更することができる。
乙は、販売価格の変更・割引を行う場合、必ず甲の書面または電子同意を得るものとする。

第4条（売上報告および支払）

乙は、作品販売後〇日以内に、販売報告書（売上・手数料・振込明細を含む）を甲に提出する。
支払いは、販売完了後〇日以内に、甲指定口座へ振込で行う。
振込手数料は乙の負担とする。

第5条（保険および作品管理）

乙は、展示期間中および保管期間中、作品を善良なる管理者の注意をもって取り扱う。
乙が保険契約を有する場合は、補償範囲（破損・盗難・災害）を事前に甲へ明示する。
乙が保険契約を有しない場合は、損害発生時の対応方針を事前に協議し、書面で確認する。

第6条（返却・保管・輸送）

展示終了後、乙は〇日以内に作品を返却するものとする。

返却費用の負担者（甲または乙）は、事前に合意しておく。

返却が遅延する場合、乙は理由を甲へ速やかに報告し、保管条件を明確にする。

第7条（広報・記録・著作権表示）

展示告知・印刷物・ウェブサイト・SNS等での掲載に際し、乙は必ず甲のクレジットおよび著作権表示を明記する。

展示記録（写真・映像等）は、乙がアーカイブ目的で保管できる。

ただし、商用利用・二次利用を行う場合は、甲の事前承諾を得なければならない。

第8条（AI共鳴思考モデルによる記録）

展示・販売・対話・契約履歴等は、AI共鳴思考モデルを用いて記録・整理・保存することができる。

この記録は、トラブル対応や実績証明のためではなく、透明性と誠実性の保証装置として扱う。

第9条（契約解除）

以下の場合、いずれかの当事者は契約を解除できる。

1. 相手方が契約条項に違反し、合理的期間を経ても是正しない場合。
2. 相手方が破産・廃業・不正行為を行った場合。
3. 信頼関係の維持が困難と判断された場合。

解除時には、残余作品・未払い金・広報データ等の処理を誠実に行う。

第10条（紛争解決および倫理原則）

本契約に関して紛争が生じた場合、甲乙はまずAI共鳴思考モデルを用いた事実確認を行い、対話により誠実な解決を試みる。

なお、それでも解決が得られない場合は、甲の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

署名欄

本契約の内容を理解し、誠実かつ透明な関係を築くことを誓約のうえ、以下に署名・捺印またはデジタルサインをもって合意する。

甲（アーティスト） 署名： _____

乙（ギャラリー） 署名： _____

日付： ____年 ____月 ____日